

**ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ
(第8回)議事概要**

1. 日時: 2024 (令和6) 年6月11日 (火) 14:00～14:42

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員:

関口博正主査 (神奈川大学経営学部教授)、相田仁主査代理 (東京大学特任教授)、
大谷和子構成員 (株式会社日本総合研究所執行役員法務部長)、
春日教測構成員 (東洋大学経済学部教授)、
砂田薫構成員 (国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、
高橋賢構成員 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)、
長田三紀構成員 (情報通信消費者ネットワーク)

(2) オブザーバ:

全国知事会、全国町村会、一般社団法人テレコムサービス協会、
一般社団法人電気通信事業者協会、
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、
KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

(3) 事務局(総務省総合通信基盤局): 今川拓郎総合通信基盤局長

・電気通信事業部 木村公彦電気通信事業部長

堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、

宇仁伸吾基盤整備促進課課長補佐

4. 議題:

(1) ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における「区域指定」に係る制度整備(案)について

(2) 意見交換

5. 議事録:

【苗村官】 事務局でございます。定刻となりましたので、会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。

本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、ハウリングなどの防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能などを必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は関口主査にお願いしたいと存じます。関口主査、どうぞよろしくお願いいたします。

【関口主査】 関口でございます。ただいまから、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループの第8回会合を開催いたします。

まずは事務局から、配付資料の確認をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局でございます。本日の資料は、議事次第、資料1及び2、参考資料1、2及び3であり、構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には資料を掲載している総務省のホームページを御案内しております。

なお、資料2については、役職が変わられた構成員の方の情報を更新したものですので、配付のみとさせていただきます。

以上でございます。

【関口主査】 それでは、議事に入りたいと思います。本日はブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における「区域指定」に係る制度整備（案）につきまして、事務局からの説明をいただき、その後、意見交換に移りたいと思います。

まず、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における「区域指定」に係る制度整備（案）について、事務局からの説明をお願いいたします。

【大堀企画官】 総務省基盤整備促進課の大堀でございます。

本日の議題1に関し、資料1を使いまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における「区域指定」に係る制度整備（案）について御説明申し上げます。右上に通し番号を振っておりますので、私から申し上げるページ番号はこちらを使わせていただきます。

まず、1 ページ目を御覧ください。ここにありますとおり、本年3月の審議会答申を踏まえまして、現在、総務省では総務省令の整備作業を進めております。今年度、令和6年度においては2段階に分けて省令を整備する想定でございます。

第1段階目においては、主に「区域指定」に必要な事項につきまして、省令整備を行います。こちらは今夏、今年の8月末までに公布・施行をまいります。

次に第2段階目においては、主に「交付金・負担金の算定方法等」につきまして、必要となる事項の省令整備を行ってまいりたいことを想定しており、図表にありますとおり、来年3月末までに公布・施行してまいりたいと考えております。

なお、「区域指定」自体につきましては、既に施行されている電気通信事業法施行規則、総務省令でございますけれども、この中で毎年8月末までに実施するよう定められており、全国23万2,000の町字のうち、どこが支援区域かということを指定した後は、遅滞なく総務省ホームページに掲載して公表することとしております。今年の8月末までに行うものが、制度上初めての区域指定となります。

そこで、本日のこの会議では、今夏の省令整備事項になります「区域指定」関係につきまして御議論いただきたく、次のページから、大きく分けて3つの内容を御説明申し上げます。

2 ページ目を御覧ください。今夏の省令整備事項その1です。

いわゆる2月答申において、交付金の算定対象となる担当支援区域に関して、BBユニバの「役務提供継続期間」は、第二種適格電気通信事業者の指定の日から1年を超えることが適当とされました。これは、短期間で撤退する事業者の排除等を目的とするものであります。

よって、役務提供継続期間については、既に省令の規定がございまして、字義どおり世帯カバー率が一定の割合になった日から起算することを原則といたしますけれども、第二種適格電気通信事業者に指定されてから初めての交付金の算定に当たりましては、第二種適格電気通信事業者に指定された日から起算することとする旨の規定を、追加して設けたいと考えております。

下半分にイメージ図を記載しております。

第二種交付金は、第二種適格電気通信事業者に対して交付されます。ですので、第二種適格電気通信事業者が抱えます「担当支援区域」を算定対象としてまいります。

その際、その「担当支援区域」とは、役務提供を継続して1年を超えて実施しているも

のに限定し、その1年の起算点は原則として、図にありますとおり50%や10%といった世帯カバー率を超えた日からになりますが、第二種適格電気通信事業者になって初回の交付金算定に当たりましては、第二種適格電気通信事業者に指定された日から起算することになります。

こうした制度設計によりまして、2月答申が企図した悪意のある事業者等の排除のみならず、第二種適格電気通信事業者になるためには事業者自らの申請が必要なわけですが、その申請を後押しする効果もあると考えられます。

なお、一度交付金の交付を受けた事業者につきましては、その後新たな担当支援区域を得た場合、その交付金の算定に当たりましては、既にその第二種適格電気通信事業者は第二種適格電気通信事業者に指定されてから1年超経過しておりますので、2月答申が懸念するような、短期間で撤退するような事業者とは言えません。よって、この場合には、原則どおり既定の世帯カバー率を超えた日から起算し、1年を超えていればその担当支援区域は算定対象に含めることになります。

こうした制度設計にすることで、行政側の指定という行為の日の前後関係ではなくて、50%や10%といった既定の世帯カバー率を超えて役務提供を開始することに主眼が移り、開始を早めようとするインセンティブが働くのではないかと考えられます。

次に、3ページ目を御覧ください。今夏の省令整備事項その2です。

今年の3月の審議会答申の中で、未整備地域や公設地域については、事業者ヒアリングの内容も踏まえまして、翌年度の区域指定時に特別支援区域から外れる場合のルールを明確化することが重要であると指摘されました。

これを踏まえまして、未整備地域と公設地域に一旦なった町字については、現に役務を提供している事業者の予見性確保に配慮し、特例を設けて、一定の要件を満たす場合には、定義上未整備地域や公設地域から外れることになっても、法令上は引き続き未整備地域又は公設地域としての要件を充足するものとみなすとする規定を設けたいと考えております。

具体的には、下半分の「条文構成・考え方のイメージ図」を左側から順に御覧ください。

まず、未整備地域と公設地域の主な定義は御覧のとおりです。その状態で、次のような事象が生じてまいります。すなわち、世帯カバー率が50%を超えた、あるいは自治体所有の設備がなくなったという事象です。

この場合、いずれも「主な定義」欄の要件から外れますので、それぞれの地域でなくなるのが通常です。しかしながら、未整備地域では「民設民営での新規整備」を、公設地域

では「公設設備の民間移行」をそれぞれ促進することも重要な施策と位置付けておりますので、こうした場合には、引き続き「特別支援区域」として第二種交付金の補填対象となる区域とすることが重要との御指摘を答申でいただきつつ、一方で、無条件に特別支援区域として指定され続けることは、第二種交付金の原資が最終的に国民に転嫁され得る観点から望ましくないとも御指摘をいただきました。

そこで、青字で縦書きにしてありますとおり、右側の赤枠の2つの欄の要件を満たす限りにおいて、「主な定義」欄の要件を法令上充足するものとみなすという規定を設けたいと考えます。

これにより、反対解釈ですけれども、第二種基礎的電気通信役務の費用が収益を上回らなくなった場合、すなわち区域収支が黒字になった場合や、世帯カバー率50%超で1年を超えて役務提供する2者目が現れた場合などには、翌年度の区域指定時に特別支援区域から外れるということが明確になろうかと思えます。

最後に4ページ目を御覧ください。今夏の省令整備事項その3です。

構成員の皆様、御案内のとおりでございますが、区域収支が赤字の町字は全て「支援区域」となりますが、この支援区域のうち、未整備地域と公設地域、そして大幅な赤字地域は、特に「特別支援区域」と称しております。この「大幅な赤字地域」を特定するためには、総務省令で「大幅な赤字額」を設定する必要があるがございます。

下半分のイメージ図を御覧ください。既に告示している収入見込額3,869円のラインを、緑色の線で示しています。緑色の縦の線より右側の町字が赤字地域、法令用語で申し上げますと「支援区域」となります。その中で茶色の線をどこに引くかで、その線より右側が「大幅な赤字地域」、つまり特別支援区域になるということになります。

法令上、「大幅な赤字額」と申しますのは収支がゼロを上回る額を規定することになっておりますので、厳密には、収入見込額3,869円を控除した額を大幅な赤字額として省令で定めることとなります。

先月には、全国規模で事業を展開されています事業者、標準判定式の入力値の提案募集を行いました。そして先週には、非公開ではございましたが、コスト算定研究会を開催させていただきまして、有識者の方々の御知見を賜りながら検討、精査を深めてまいりました。そして、現時点での総務省が把握し得る情報を基に、区域指定に関し、町字ごとの一回線当たりのコストを試算させていただきました。その試算結果が次のページになります。

5 ページ目の左下の図を御覧ください。横軸に累積の町字数、縦軸に一回線当たりの月額コストを置きました。

この茶色の線を御覧いただくと、大多数の町字は一回線当たりのコストが低額となっておりますが、一部の町字においては、急激に一回線当たりのコストが高くなっていることが分かります。一見しますと直角に上がっているように見えますので、この図をさらに拡大したものが、すぐ右側の絵になります。一回線当たりのコストを低いほうから高いほうに順に並べたときの、18 万町字目から 23 万 2,000 町字目以降までをクローズアップしたものになります。

御覧いただけますとおり、約 22 万町字目辺りからグラフの傾きが顕著になりまして、その後急激に上昇していることが判明いたしました。ここには、ごく僅かな世帯数が存在する町字ですとか、海底ケーブル部門コストを抱える町字が多く含まれると推測しております。BBユニバでは、このようなコスト分布であることを前提に、大幅な赤字額の設定を検討する必要があります。

ここで、この審議会の本年 3 月の答申でも言及いただきました、電話ユニバ制度について触れます。

電話ユニバ制度では、ベンチマークとして、現在、当面の措置として平均費用＋標準偏差の 2 倍が設定されていることは御案内のとおりです。これは、このベンチマークを上回る一回線当たりのコストが含まれている地域が、全地域の上位 4.9% に含まれ、その上位 4.9% の地域を「高コスト地域」として、第一種交付金の対象地域としているところであります。

これを設定した当時の考え方は、アメリカのユニバーサルサービス基金において、平均費用＋標準偏差の 2 倍を超える高コスト地域の費用を補填することで、地域での料金格差を小さくすること、日本においてこの全地域の上位 4.9% がちょうど人口密度が希薄な地域とかぶっていることなどの実態を踏まえて整理されたものと承知しております。

そこで、BBユニバ制度について考えたいと思います。まず、電話ユニバでは、NTT 東西の局舎単位、全国 7,000 で捉えておりますけれども、BBユニバでは町字単位で捉えておりますので、約 23 万 2,000 町字と膨大な数に及んでおります。

しかし、大きな傾向としましては、特定の地域の一回線当たりのコストが非常に大きく出ている傾向にある点では、近似していると考えます。

5 ページ目の資料、上から 3 点目のレ点でございますが、試算上、平均収入見込額月額

3,869円を上回る町字、すなわち赤字地域、「支援区域」ですが、約3万3,000町字であると見込んでおります。

ここで、電話ユニバの考え方に倣って上位5%を高コスト地域と捉え、考えますと、町字数は1,661町字となり、一回線当たりのコストは1万5,659円となります。

そして、結論において、この線引きになりますと、ごく僅かな世帯数が存在する町字ですとか、海底ケーブル部門コストを抱える町字が多く含まれることになり、人口密度の希薄な地域ともかぶってくるものと試算上考えられます。

そこで、一つの考えとしてでございますが、この「上位5%」を対象とすることにし、1万5,659円を踏まえて、この見込まれるコストから収入見込額3,869円を控除しまして、「大幅な赤字額」を1万1,790円と設定することにはいかがかと考えます。

こうした結論や、ここに至る考え方についてどうお考えになられるか、御議論を賜れば幸いです。

なお、資料13ページ目を御覧ください。

今回は、左側の区域指定に関して議論をしているところです。今申し上げていたのは、特にコストの分布状況等から、「大幅な赤字額」を検討したというところでございます。

よって、交付金算定あるいは負担金の算定といったところに関しましては、別途、区域指定とは異なる標準判定式（右側）を構築し用いてまいりますので、今回の御議論をもって交付金・負担金の算定が具体的になされるということではないことについて、御留意ただけますと幸いです。

以上になります。御審議のほど、何卒よろしくお願いいたします。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから意見交換に入りたいと思います。資料は今日は1だけなんですけれども、どこからでも結構ですので、御意見等賜れば幸いです。チャットでも直接の御発言でも結構でございます。いかがでしょうか。

相田先生、よろしくお願いいたします。

【相田主査代理】 相田でございます。まず2ページ、3ページ目、今夏の省令整備事項①②につきましては、これで問題ないと思います。

それで、③についてでございますけれども、4ページ目の③ですけど、これはなかなか悩ましくて、たしか電話のユニバでは、横軸が回線数を使っていたと思うんです。それで回線数で上位4.9%ということだったんですけども、今回、町字数ということで、町字に

よって人口密度あるいは回線数というのがかなり違うということを考慮しないでいいのかというようなことが、ちょっと気になります。

それからもう1つ、これはもう定義上しようがないんですけれども、支援区域というのが平均収入見込額のところで線が引かれているということで、事業者さんのほうで料金を一斉に値上げするというようなことが起こると、この線自体が横に動くということで、この5ページ目のカーブを見ると、ちょっと平均収入見込額が変わっただけでもかなり横に動いちゃいそうだなということがあって、ちょっとそういうところも気になるんですけれども、特に今回のブロードバンドのユニバ制度では、赤字の事業者さんであれば支援区域の時点で申請ができる。特別支援区域というのは、全体として黒字の事業者さんでも支援が受けられるという制度で、これまでの議論の過程でも、やはり最終的に国民負担に何らかの形で結びつくということから、できるだけ抑制的にということがあったということを考えますと、スタート時点で特別支援区域の線引きをこの辺りにするということについては、妥当なのかなという気はする一方で、やっぱりこの数字、1万1,790円というのも、今後随時見直しをしていくことになるのかなというふうに思いますけれども、その時に、結果的に年によって特別支援区域がひどく広がったり狭くなったりするようなことがあるのは、ちょっと予見性の観点からまずいだろうということで、今回の御説明では、赤字区域、支援区域の上位5%の、町字数で5%ということだったんですけれども、そこら辺の決め方については、最終的に交付金の額がどれくらいになるのかというようなことも見ながら調整していく、あるいは考え方についてももう少し、先ほど申し上げましたように、町字数ではなくて人口比とか、そういうようなことに見直していくというようなことを考えたほうがいいんじゃないかなというふうにちょっと思いました。

ちょっと取り留めもない発言でしたが、以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

質問と意見が少し混じってはおりますが、お答えいただける範囲で、事務局、お願いできますでしょうか。

【大堀企画官】 相田先生、御質問、御意見ありがとうございます。

まず、人口密度の観点でございます。先生御指摘のとおり、電話ユニバにおいては加入者回線数を横軸に取った形で、高コスト地域を上位4.9%に特定していた、そしてNTTの収容局ごとに補填対象額を算定していたというところでございます。

一方、BBユニバにおきましては、最小単位、「単位区域」を法令上「町・字」にすると

定まっております、町字ごとに補填対象として額を算定してまいるというところが前提になります。

そして、御懸念の人口密度に関しましては、過日、コスト算定研究会も含めまして御議論いただきましたけれども、今般の標準判定式におけるアクセス回線部門では、LRICモデルを活用しまして回帰モデルを作成し、町字ごとの世帯密度から、町字ごとの一回線当たりのコストを求めていくとしているところです。

その過程で、世帯密度の算定に当たっては非可住地面積をメッシュで抜くという対応をしておりますので、基本的には世帯密度が小さい町字、世帯数が少ないところほど一回線当たりのコストが高く出るようになるかと思っております。

そして、「3,869円」に関しましても、収入見込額でございますが、先生おっしゃるところでございます。前者の人口密度の件、そして収入見込額の件も、日々刻々と、社会経済情勢の変化に応じていろいろと変わってくるところもあろうかと思っておりますので、引き続きの議論、見直しの対象に含めながらやってまいりたいと思っております。

一度制度を作ってみて、実運用をしてみてから、振り返って着実な見直しをしていくというところも、それは必要な観点だと思っております。ありていに申し上げますと、制度を一度作ってところろ変えるということは、御議論いただきましたとおり、予見可能性が著しく損なわれるという観点も危惧されるところだと思います。よって、その点留意しながらよく検討させていただきつつ、皆様の御意見も賜りながら進めさせていただきたいと思っております。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

相田先生、いかがですか。

【相田主査代理】 ありがとうございました。結構です。

【関口主査】 ありがとうございます。

続きまして、大谷先生、お願いできますでしょうか。

【大谷構成員】 大谷でございます。御説明ありがとうございました。省令整備事項の①②については、非常にクリアで分かりやすく、透明性のある形でまとめていただきまして、異論のないところでございます。

③につきましても、今の質疑応答で分かりにくかったところが解消しましたが、ちょっと別な形で質問をさせていただきます。5ページにありますとおり、高コスト地域の町字というのが1,661町字というところまで特定できているということですが、こ

ここには海底ケーブルを敷設している先などが漏れなく含まれているという確認は取れているのかどうかという点です。海底ケーブルを敷設している町字につきましては、ブロードバンドのユニバに対する御期待が非常に大きかったというふうに認識しておりますので、たまたまこの1万1,790円の境界に当たってしまったがために対象地域にならないということはないことを、念のため確認させていただければと思います。

また公設地域、公設設備を何とかこれまで維持してこられた高コスト地域についても、十分にカバーされ得ることについても、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【関口主査】 ありがとうございます。

事務局、お願いできますでしょうか。

【大堀企画官】 大谷先生、御質問ありがとうございます。1,661町字の中に、海底ケーブル部門コストを抱える町字がどのくらいあるかということでございまして、漏れなく含まれているかという御質問でございました。

標準判定式を回してみますと、海底ケーブル部門コストを抱える770町字程度が含まれてくると、我々では試算をしております。そして、それ以外で漏れてしまうところも試算上ございます。

しかしながら、今御議論いただきたいと思っておりますのは標準判定式の額の部分、区域指定に関するものになりますが、法律の制度設計上、「大幅な赤字地域」とは別に、「未整備地域」と「公設地域」がございます。この、特に公設地域につきましては、海底ケーブルを自治体が所有してIRUで運用しているといったようなところが見られると思いますが、そちらは「大幅な赤字地域」に該当しなくても、法律上、公設地域として「特別支援区域」に組み込まれるということになり得ます。

御質問に関しては、そういった制度運用や、区分けでやらせていただこうと思っております。

【大谷構成員】 ありがとうございました。

【関口主査】 よろしいですか。

ほかにいかがでございましょうか。春日先生から手が挙がっていますか。お願いします。

【春日構成員】 御説明ありがとうございました。私も①②につきましては、今まで議論の中で出ていた懸念事項をうまく制度の中に落とし込んでいただいて、無理が生じないようということで設定していただいて、ありがとうございます。

③の話も、もうお二人の先生方から出ており同じような観点なんですけれども、初年度ということでいろいろ想定できないところがあって、このような計算はクリアに説明できる形で設定されているとは思いますが、やはり、何というか金額ベースになってしまっており、毎回このような形で設定すると、シグマとか平均費用とかというので比べると金額ベースですごく変動しているように見えるのではないかという危惧を持ちました。まず初年度これでやってみて、それで何回か試行錯誤していくうちにもう少し客観的な指標のほうに直っていくとよいのではないのかなというふうに感じました。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。上位5%は動かないと思うんです。

事務局で少し補足いただけますか。

【大堀企画官】 春日先生、ありがとうございます。区域指定については恣意性を排除したいと我々思っており、昨年来申し上げているところです。

今回、電話ユニバ制度で上位4.9%を対象範囲にするというところを参考にさせていただいて、「上位5%」というふうに設定させていただいております。制度として運用開始前に「上位5%」というラインを設定することに一切恣意はなく、客観性を担保する形でまずはこのように設定させていただきたいと思って提示しております。そしておっしゃるとおりでして、引き続きこの「上位5%」というラインで大幅な赤字地域というものを画したときに、一体どのぐらいの町字を取り上げることになって、交付金額を含め全体としてどうなるのかというところを、今後とも引き続き御議論、御確認をいただきたいと考えております。以上です。

【春日構成員】 ありがとうございました。

【関口主査】 長田先生、お願いします。

【長田構成員】 ありがとうございます。長田です。もう本当に1件、感想のようなことになるんですけれども、今回の御提案は、今までの御質問とお答えを伺っていても、妥当なものなんだろうなというふうに思ったんですけれども、ここの御説明の中にもありますように、この後にどの程度のユニバーサルサービスのためのお金が必要になるのか、国民がどのくらい負担することになるのかというのは、まだこの後の議論だということで、それがなかなか、ちょっとイメージが湧かないものですからあれなんですけれども、やはりそういう、国民がみんなで負担していくという制度そのものは大切な制度だと思っていますけれども、基本的に負担額がひどく高いものにならないといいなというふうに思っていますし、そういう視点も大切かなと思っています。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

事務局、何か付け加えることはありますか。ただいまのは一応御意見ではあるのですが。

【大堀企画官】 長田先生、ありがとうございます。4ページ目にも抜粋をさせていただきましたとおり、今年の3月の答申において、「最終的に国民に負担が転嫁された場合にもその負担が過大なものとならないように配慮」しなさいというふうに、しっかり御提言をいただいております。我々もそう思っております。

そして、広報啓発活動というものも確実にやっていかなければならないと思っておりますので、全て同時並行でやっていきたいと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

【長田構成員】 よろしくお願いします。

【関口主査】 高橋先生、お願いできますでしょうか。

【高橋構成員】 高橋です。もう先生方、皆さんおっしゃるとおりだと私も思いまして、省令整備事項①と②に関しては私もこれでよいかなと思います。

③のところではいろいろなお話が出ていますけれども、とりあえずは5%というところでやっていくというのはいいかと思います。先ほどのやり取りにもありましたけど、5%の中になんか海底ケーブル等の必要なところが入っているとか、そこに入っていないとか、ほかの省令などで救えるところがあるということでもいいと思います。

やっぱりこれ、入力値の固さも、まだ固くないところもあると思いますので、やっていく間にデータの固さというのが出てくるんじゃないかと思うので、しばらくはこれで回して、都度都度チェックを入れながらやっていけばいいのかなと思います。

コメントです。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。ここはお伺いするだけでよろしいですかね。

砂田先生、お願いできますでしょうか。

【砂田構成員】 砂田です。私も省令整備事項①と②に関しては、とてもよく整理してまとめたいただいたと思っています。

③に関してなんですけれども、4ページの資料を拝見すると、現時点では具体的な町字ごとの一回線当たりのコストが判明しない状況というところで基準をつくっていかなくてはいけないということで、そうなってくると、電話のユニバのように平均費用＋標準偏差の2倍というような式を当てはめると、何町字というのもきちっと出せないのかなと思いますので、5%ということではやるのは、考え方はそれはそれでいいのかなと思います。

ただ、今後運用していった見直していく段階で、どういう数値を明らかにして、どの数値は見直し、例えば5%というのをもう少し見直しの基準にするのか、あるいは平均費用の算定をもう少し見直しの対象にしたほうがいいのかとか、今後数値を精緻化していくときに、事務局としてはどの辺りに注目されているのかを教えていただければ、ありがたいです。私からは以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

事務局、今の質問にお答えいただけますでしょうか。

【大堀企画官】 砂田先生、ありがとうございます。大変難しい御質問です。

我々もまず実績を取って、実運用を回してみて、そして高橋先生からいただいた、数字を固いところは固くしていった、柔らかいところを変えていく、あるいはその柔らかいところを何らか補強して固くしていくとか、少々抽象的な言い方で大変恐縮でございますけれども、そういった、全体を捉えて適時かつ適切な見直しをするというのが確実に必要な制度だと思っております。

よって、幅広い観点から引き続き御協力いただければ幸いと思っておるところでございます。

【砂田構成員】 ありがとうございます。

【関口主査】 一通り先生方から御意見賜ったのですが、追加で御意見いただける先生方、いらっしゃいますでしょうか。

オブザーバの方たちから、何か御意見ございましたら、どうぞ御発言いただきたいのですが、いかがですか。

特によろしいのかな。今の段階ではどなたからも手が挙がっていないのですが。今日は三友先生が御所用のため御欠席なんです。出席されている先生方は大体御発言をいただいていると思っていますが。

じゃあ、若干私のほうから感想を述べさせていただきますと、今映っている4ページ目の③についてなんですが、数字が値上げ等によって収入見込額が移る可能性は、先ほど相田先生からも御指摘のように十分あり得ることで、この3,869円も、令和5年の告示214号で規定をしているので、この見込額の変動が認められるような状況がある場合には、この数字が動いてくるだろうと思っているんです。

今後、入力値を入れ替えることによって、若干コストのほうの対応も変わってくるとは思うのですが、ただ、次のページの5ページにあるような、大まかに見ると直角みたいな

線、右側で拡大して少しカーブがつくのですが、この基本的なコスト構造は変わらないんじゃないかと思っているんです。

収入見込額が変わるところは、結局のところ「大幅な赤字額」を算定する3,869円のマイナス項が若干上がってくるかもしれないというところだと思うんですけども、総額の一回線当たりの月額コストは、入力値の見直しによって数字が動くにしても、大幅に急激に変更になるということは私はあまりないような気がしていて、比較的安定していると思っているんです。

今後、人口動態等で、どのようにこの入力値が変わってくるかにももちろんよるわけですが、このカーブがあまり変わらないとすると、上位5%で固めるということによって、ある程度安定的に推移するような気がいたしておりますが、そのような感想で、感覚的には、事務局、そう外れていないと思ってよろしいでしょうか。

【大堀企画官】 ありがとうございます。関口先生から御感想をいただきまして、大変心強く思った次第でございます。

一度これをやらせていただいて、それをフィードバックさせていただきながら、有識者の先生方と一緒に御議論いただいて、確認、見直しをやらせていただくということが肝要だと事務局として思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

とりあえず今、場つなぎで私がしゃべったんですが、追加で何かお気づきの点ございませうでしょうか。どこからでも結構ですので、御発言いただければと思いますが。

今、大堀企画官からも、できるだけ様々な機会を捉えて審議会でのチェックをしながら、確認をしつつ先に進みたいという御発言がございました。そのように、やや初回で手探りのところもあると思うのですが、しばらく先生方にもお付き合い賜れば幸いです。

特段の御意見等、追加でございませうでしょうか。

それでは、今日の、この省令整備事項①、②、③については御了承いただけているというふうを考えておまして、今回の区域指定に係る制度整備案につきましては、事務局から説明がございましたとおりで進めていただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【関口主査】 ありがとうございます。それでは、そのように事務局に今後とも着実に進

めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日は少し早いですけれども、最後に次回会合につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局です。本日もありがとうございました。次回会合については、後日事務局から御連絡申し上げます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

以上をもちまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ、第8回会合を終了いたします。どうもありがとうございました。これにて失礼いたします。

(以上)